

# 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律の概要

令和7年5月9日成立、  
令和7年5月16日公布・施行

- **日本政策投資銀行（DBJ）の特定投資業務**は、**地域活性化**又は**我が国企業の競争力向上**の観点から、民間による投融資を誘発する形で、時限的・集中的に**リスクマネー**（エクイティ・メザンといった資本性資金）を供給する業務。  
（注）特定投資業務は平成27年に業務開始。その後、令和2年のDBJ法改正により投資決定期限等を5年延長。
- 特定投資業務の**投資決定期限が令和7年度末に迫る中**、同業務の在り方等について検討するため、令和6年10月より、「**（株）日本政策投資銀行の特定投資業務に関する勉強会**」を開催し、有識者を交えて金融業界・事業者へのヒアリングを実施。  
（参考）勉強会での主な意見
  - 民間によるリスクマネー供給は諸外国と比べると未だ小規模。特に地域では担い手やノウハウが不足しており、特定投資業務を継続してほしい
  - 政策的重要性が高い一方で、不確実性の高い、GXやディープテックといった新たな投資分野では、投資回収期間が10年程度まで長期化
- DBJ法改正により、特定投資業務について、**現行の投資決定期限及び同業務に係る政府の出資期限**（令和7年度末）を**令和12年度末まで5年延長**、**業務完了期限**（令和12年度末）を**令和22年度末まで10年延長**。

